

原規防収第121227001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

北海道電力株式会社泊発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

北海道電力株式会社 取締役社長 川合 克彦から、平成24年12月27日付け北電原第168号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227001号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

北海道電力株式会社泊発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

北海道電力株式会社 取締役社長 川合 克彦から、平成24年12月27日付け北電原第168号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社東通原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年12月27日付け東北電原
業第10号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227002号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社東通原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年12月27日付け東北電原
業第10号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社女川原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年12月27日付け東北電原
業第9号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227003号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社女川原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年12月27日付け東北電原
業第9号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227004号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年12月27日付け原
管発官24第547号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更
認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求め
ます。

原規防収第121227004号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年12月27日付け原
管発官24第547号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更
認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227005号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年12月27日付け原
管発官24第548号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更
認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求め
ます。

原規防収第121227005号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年12月27日付け原
管発官24第548号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更
認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227006号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社東海第二発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年12月27日付け
総室発第103号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227006号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社東海第二発電所核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年12月27日付け
総室発第103号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227007号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社敦賀発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年12月27日付け
総室発第104号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227007号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社敦賀発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年12月27日付け
総室発第104号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121226013号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

中部電力株式会社浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久から、平成24年12月26日付け本原原発第64号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121226013号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

中部電力株式会社浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久から、平成24年12月26日付け本原原発第64号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227008号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

北陸電力株式会社志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進から、平成24年12月27日付け原第102号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227008号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

北陸電力株式会社志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進から、平成24年12月27日付け原第102号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227009号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第
362号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227009号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第
362号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227010号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第
364号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227010号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第364号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227011号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第
363号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年
法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請が
ありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227011号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年12月27日付け関原発第363号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227012号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

中国電力株式会社島根原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英から、平成24年12月27日付け電原運
第145号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227012号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

中国電力株式会社島根原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英から、平成24年12月27日付け電原運
第145号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227013号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭から、平成24年12月27日付け原子力発
第12210号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227013号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取
について

四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭から、平成24年12月27日付け原子力発
第12210号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227014号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年12月27日付け発
本原第155号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227014号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年12月27日付け発
本原第155号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227015号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年12月27日付け発
本原第156号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227015号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年12月27日付け発
本原第156号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121205001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

電源開発株式会社大間原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

電源開発株式会社 取締役社長 北村 雅良から、平成24年12月5日付け原建発第53号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121205001号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

電源開発株式会社大間原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見
の聴取について

電源開発株式会社 取締役社長 北村 雅良から、平成24年12月5日付け原建発第53号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227016号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター
原子炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月27日付け24原機（も）567をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227016号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター
原子炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月27日付け24原機（も）567をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227017号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部原子炉廃止措置研究開発センター原子炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月27日付け24原機（ふ）334をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227017号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部原子炉廃止措置研究開発センター原子炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月27日付け24原機（ふ）334をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227018号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月27日付け2012再核発第22号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227018号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月27日付け2012再核発第22号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121227019号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所再処理施設核物質防護規定変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之より平成24年12月27
日付け24原機(再)022をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121227019号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所再処理施設核物質防護規定変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之より平成24年12月27
日付け24原機(再)022をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121213001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月13日付け2012再核発第20号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121213001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月13日付け2012再核発第20号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121203002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月3日付け2012再核発第19号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121203002号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月3日付け2012再核発第19号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121127004号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

三菱原子燃料株式会社核燃料物質の加工事業に係わる核物質防護規定の変更
認可に関する意見の聴取について

三菱原子燃料株式会社 取締役社長 須藤 俊から、平成24年11月27日付け三原
燃第56号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121204002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社東海事業所核燃料物質の加工事業に係る核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から、平成24年12月4日付け東業第12001号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121129003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質の加工事業に係る核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から、平成24年11月29日付け熊原第12185号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121206003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン核物質防護規定の
変更認可に関する意見の聴取について

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 代表取締役社長 梅原 肇
から、平成24年12月6日付けSTO-L12-007をもって、核原料物質、核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の
規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の
規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121214002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月14日付け24原機（峠環）004をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の6第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121204001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター核物質防護規定の
変更認可に関する意見の聴取について

リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役社長 久保 誠から、平成24年12月4日付け
RFS発官24第5号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の25第1項の規定に基づき核物質防護規定の変
更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求
めます。

原規防収第121204001号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター核物質防護規定の
変更認可に関する意見の聴取について

リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役社長 久保 誠から、平成24年12月4日付け
RFS発官24第5号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第43条の25第1項の規定に基づき核物質防護規定の変
更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めま
す。

原規防収第121213002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設核物質防護規定の変更認可に
関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月13日付け2012再核発第21号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の23第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121213002号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設核物質防護規定の変更認可に
関する意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年12月13日付け2012再核発第21号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の23第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。